

# New York yuka's Dance Center 入会規約

## 第1条(名称)

このスクールの名称は、New York yuka's Dance Center (以下「スクール」と称す。)と称します。

## 第2条(目的)

このスクールは、ダンスの楽しさを通じて表現力豊かな身体作りを目指し、何よりも一人一人の個性を大事にしたレッスンを行っていきます。また、集団生活に必要なマナーも身に付けることを目的とします。

## 第3条(運営・管理)

スクールの運営管理は、有限会社ティエムアソシエイツ(以下「会社」と称す。)が行います。

## 第4条(未成年者)

未成年者の入会は、その保護者が署名の上入会申込みを行うものとします。この場合、保護者はこの規定に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

## 第5条(入会手続き)

スクールに入会を希望する方は、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、この規約を承認した上で、入会申込書兼規約同意書に署名・捺印と同時に申込みを行うものとし、同時に入会金、月謝等をお支払いしていただきます。

## 第6条(入会資格)

- ・暴力団関係者、反社会的勢力に属する者でない方。(未成年者の場合は、その保護者)
- ・健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方。
- ・心臓病、伝染性皮肤病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
- ・その他スクールが入会に適さないと判断した以外の方。

## 第7条(退会)

生徒(以下「生徒」と称す。)が退会する場合は、退会希望月の1ヶ月前にスクールの代表に申し出をすることとする。

無断で2ヶ月以上連続して受講しない場合も退会したとみなします。

## 第8条(除名)

- ・入会にあたり提出する申込み書に虚偽の申告をしたとき。
  - ・本規約に違反したとき。
  - ・スクール並びに講師または、会社の誹謗・中傷・虚偽の事実を吹聴し名誉または、信用が傷つけられたとき。
  - ・他の生徒との調和を欠き、秩序を乱したとき。
  - ・他の生徒や生徒の保護者に対し、誹謗・中傷・虚偽の事実を吹聴したり名誉を傷つけ混乱させたとき。
  - ・施設の設備等を故意に損壊したとき。
  - ・月謝その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき。
  - ・入会後に第5条(入会資格)に反する事由が判明したとき。
  - ・その他、生徒としての品位を損なうと認められる行為があったとき。
  - ・スクール内での営業活動及び宗教的活動行為があったとき。
  - ・スクールに対して不当かつ不合理な要求をなすなどして、スクール、講師を著しく困惑させたとき。
  - ・月謝の滞納が無断に2ヶ月間滞納したとき。(除名後も滞納月謝・滞納諸費用は全て納入していただきます)
- 上記のいずれかに該当する場合、会社は生徒を除名することとする。また、生徒が未成年者の場合その保護者が上記のいずれかに該当する場合も同様とします。
- 上記の理由により除名されたとき、生徒並びに保護者は損害賠償の請求をおこなうことはできません。

## 第9条(レッスン日)

レッスン日は、各クラスによって異なります。各クラスの定める曜日・時間とします。

## 第10条(振替レッスン)

同じレベルのレッスン日が別の曜日にもありますが、現段階では振替レッスンは行っていません。

## 第11条(臨時休業)

・生徒のレッスン日が祭日と重なったとき。

但し、レッスン日が祭日となる日の月が第五週のある場合は第五週に振替えさせていただきます。

・スクールによる都合(施設改装・修理・その他必要工事等)、講師による都合、気象、災害時によりレッスンの実施が不可能と判断したとき。

但し、その月または、翌月が第五週のある場合は振替をする場合がございます。

## 第12条(自己都合による受講キャンセル)

生徒のやむを得ない理由でレッスンを休む場合、必ずスクールへ連絡するものとします。その場合のレッスン料の返金はいたしません。

その他、自己都合により毎月1~2レッスンしか受講できない場合は、月謝ではなく1レッスン特別料金にて受講することができます。その場合、必ず事前申請をしてください、事前申請なき場合は、月謝でお支払いいただきます。

第6条(退会)によりその後レッスンを受講したい場合は、料金が異なります。

## 第13条(月謝)

生徒は、翌月の月謝を前月末日までに、月謝袋に入れ、支払うものとします。

理由があり遅延する場合は必ず、事前に申請してください。

## 第14条(月謝の変更)

第9条(臨時休業)による都合の場合、その休業日数の振替なき場合はレッスン料金は差し引きます。

但し、予測できない急激な気象、災害時の場合、一旦支払われた月謝は、原則として返金はいたしません。

会社は、入会金、月謝等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

## 第15条(強化レッスン)

合同レッスン、特別レッスン(以下「強化レッスン」と称す。)とは、スクールの発表会、イベント、コンテスト等(以下「イベント」と称す。)により通常レッスンとは別に行うレッスンのことです。

場所、回数、時間も通常レッスンとは異なりますので、日程は決まり次第その都度連絡することとします。

強化レッスンを休む場合は必ず、スクールへ連絡するものとします。また強化レッスンに1度も出席が出来ない場合は、イベントに出場できないものとします。

自己都合により、イベントに参加出来ない場合は、必ずスクールに申し出ることとします。

## 第16条(強化レッスンに関わる諸費用)

強化レッスン、衣装代等に関わる諸費用は、別途請求するものとし、請求期日までに支払うものとします。

一旦支払われた諸費用は、原則として返金はいたしません。

強化レッスンに関わる費用は、その都度異なります。

## 第17条(生徒の利用及び責任事項)

・レッスンは自己の健康状態を把握し、良好な状態で受講してください。

・生徒は、自己の責任と危険負担において、他の生徒と強調してレッスンを行うものとします。

・会社は、生徒のレッスン中に生じた怪我及び疾病、盗難その他の事故についてスクールに故意または重過失がない限り、一切の責任は負いません。生徒同士の内外でのトラブルについても同様とします。

#### **第18条(保護者の見学)**

生徒のレッスンは、スクールの定める見学日若しくは、講師の支持に従いそれ以外は見学出来ないものとする。  
また、ビデオ撮影、写真撮影等もスクールの講師の支持に従いそれ以外の撮影は禁止するものとする。

#### **第19条(クラス編成)**

スクールは、生徒個々のレッスン向上にむけ、クラス編成を行うものとします。

#### **第20条(変更事項の届出)**

生徒は、住所、氏名、電話番号等の変更があった場合には、速やかにスクールに届けるものとします。

#### **第21条(個人情報)**

個人情報の取り扱いは、会社が法令等を厳守し管理するものとします。

#### **第22条(規約の改定)**

スクールは本規約を必要に応じて改定することがあります。その場合、重要な案件については生徒に通知するものとします。

平成29年5月1日 更新

[運営管理] 有限会社ティエムアソシエイツ  
[スクール] New York yuka's Dance Center  
スクール代表 吉田由佳